

# 付 小規模事業所の賃金及び労働時間

(平成21年特別調査結果)

## 毎月勤労統計調査特別調査の説明

### 1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であり、埼玉県における小規模事業所（常用労働者数1～4人）の常用労働者の賃金及び労働時間の状況を明らかにして、毎月実施されている常用労働者5人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完することを目的としている。

### 2 調査の対象

この調査は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類（※）に定める「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの）」の16大分類に属し、かつ、平成21年7月31日現在、1～4人の常用労働者を雇用する事業所のうち、厚生労働大臣が指定する一定の地域に所在する事業所について調査を行った。

※ この平成19年11月に改定された日本標準産業分類（新産業分類）は、毎月勤労統計調査全国調査及び地方調査（事業所規模5人以上）においては、平成22年1月分より適用しており、特別調査（事業所規模1～4人）においては、平成21年分より適用している。

このため、この年報に掲載している平成21年分の地方調査（事業所規模5人以上）のデータについては、平成19年11月改定の前の旧産業分類に基づいており、この頁以降の特別調査（事業所規模1～4人）の産業分類とは異なることに注意が必要である。